

第6期朝倉市障がい福祉計画

【令和3年度～令和5年度】

第2期朝倉市障がい児福祉計画

【令和3年度～令和5年度】

令和3年3月

朝 倉 市

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景.....	1
2 障がい者制度の動向.....	2
(1)近年の法制度の動き.....	2
3 計画の位置づけ.....	4
(1)障がい福祉計画.....	4
(2)障がい児福祉計画.....	4
(3)他計画との関係.....	4
4 計画の期間.....	5
5 計画策定の体制.....	5
6 「障がい」等の表記について.....	5

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 人口の状況.....	6
2 各種障がい者手帳の所持状況.....	7
3 身体障がい者の状況.....	8
(1)年代別身体障害者手帳の所持者数の推移.....	8
(2)等級別身体障害者手帳の所持者数の推移.....	9
(3)障がい種別別身体障害者手帳の所持者数の推移.....	10
4 知的障がい者の状況.....	11
(1)年代別療育手帳の所持者数の推移.....	11
(2)等級別療育手帳の所持者数の推移.....	12
5 精神障がい者の状況.....	13
(1)等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移.....	13

第3章 障がい福祉計画

1 第6期障がい福祉計画の成果目標.....	14
(1)福祉施設入所者の地域生活への移行.....	14
(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	14
(3)地域生活支援拠点等の整備.....	15
(4)福祉施設から一般就労への移行等.....	15
2 障がい福祉サービス等の推進.....	16
(1)訪問系サービス.....	16
(2)日中活動系サービス.....	18
(3)居住系サービス.....	23
(4)相談支援.....	24
3 地域生活支援事業の推進.....	26
(1)必須事業.....	26
(2)任意事業.....	34

第4章 障がい児福祉計画	
1 第2期障がい児福祉計画の成果目標	35
(1)障がい児支援の提供体制の整備等	35
2 障がい児通所サービス等の推進	36
第5章 計画の推進に向けて	
1 庁内の総合的な計画推進体制	39
2 地域での連携・協力体制の活用	39
3 計画の進行管理	39

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

朝倉市では、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として、平成 30 年 3 月に「第 2 期朝倉市障がい者計画」を策定し、市民の誰もが障がいの有無にかかわらずその能力を最大限発揮しながら、安全で安心して生活できるまちづくりを行うとともに、障がいがある全ての人の自立と社会参加の実現を目指して、障がい者施策を推進してきました。

また、障がいがある人が安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる、障がい福祉サービス等の方向性を明らかにするものとして、国の基本指針に基づき、「第 5 期朝倉市障がい福祉計画」及び「第 1 期朝倉市障がい児福祉計画」を「第 2 期朝倉市障がい者計画」と一体的に策定し、障がい福祉サービス等に関する提供体制等の確保・充実に取り組んできました。

国では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）や成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）などを新たに制定し、また、発達障害者支援法や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の改正など、法令面の整備により障がい者施策を充実させてきました。

障害者総合支援法では、障がい者が自ら望む地域で日常生活や社会生活を営むことができるよう、支援の一層の充実を図ることとされています。また、障がい者の重度化・高齢化及び介護者の高齢化に伴う親亡き後の支援や、増加が続いている医療的ケア児や発達障がい児への支援の充実並びに難病患者などさまざまな障がい者への対応の強化が求められています。

このような国の障がい者施策の動向や、朝倉市の障がい者の現状と課題を踏まえるとともに、「第 5 期朝倉市障がい福祉計画」及び「第 1 期朝倉市障がい児福祉計画」で定めた目標値及びサービス見込量の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、より障がい者等のニーズや地域資源などの現状に即した取組の課題を整理・検証し、国の基本指針及び近年行われた障がい者制度改革を基に「第 6 期朝倉市障がい福祉計画」及び「第 2 期朝倉市障がい児福祉計画」を策定するものとします。

2 障がい者制度の動向

国は、平成 28 年 6 月「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定しました。子ども・高齢者・障がい者など、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の仕組みを構築することを目指すとしています。

これを受けて、厚生労働省は、平成 28 年 7 月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、地域共生社会を実現するために、具体策の検討に着手しています。

また、平成 29 年 6 月には地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が成立し、介護保険法、医療法、社会福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法等が見直されました。地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的としています。

(1)近年の法制度の動き

■障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行

(平成23年6月制定、平成24年10月施行)

国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務が課された。また、市町村の部局又は施設に、障がい者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」が設置された。

■障害者差別解消法の施行

(平成25年6月制定、平成28年4月施行)

障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を提供する義務が定められた。

■障害者の雇用の促進等に関する法律の改正

① 平成25年6月制定、平成28年4月(一部平成30年4月)施行

雇用分野での障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が求められるとともに、平成30年度から障がい者法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定された。

② 令和元年6月制定、令和2年4月施行

障がい者の雇用を一層促進するため、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置や、国及び地方公共団体での障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが規定された。

■成年後見制度利用促進法の施行

(平成28年4月制定、同年5月施行)

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域で成年後見人となる人材の確保、関係機関等による体制の充実強化などが規定された。

■発達障害者支援法の改正

(平成28年6月制定、施行)

発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、切れ目のない支援や相談体制の整備（保健、医療、福祉、教育、労働等に関する関係機関及び民間団体相互の連携の必要性）などが規定された。

■障害者総合支援法の改正

(平成28年6月制定、平成30年4月施行)

障がい者が、自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。

■児童福祉法の改正

(平成28年6月制定、平成30年4月(一部平成28年6月)施行)

障がい児支援のニーズの多様化（重度の障がい児、医療的ケア児など）にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。

■障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行

(平成30年6月制定、施行)

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として制定された。

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正

(平成30年5月制定、同年11月(一部平成31年4月)施行)

高齢者、障がい者、子育て世代など、全ての人々が安心して生活・移動できる環境を実現することを目標として、バリアフリー化の取組の実施に当たり、「社会的障壁の除去」「共生社会の実現」に資する旨を明記した。

■視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行

(令和元年6月制定、施行)

視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指すことを目的として制定された。

3 計画の位置づけ

(1) 障がい福祉計画

障がい福祉計画とは、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、朝倉市での障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障がい者計画が障がいがある人のための施策に関する基本計画であるのに対して、この計画は障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画です。

障害者総合支援法 第 88 条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

(2) 障がい児福祉計画

障がい児福祉計画とは、児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保その他障がい児通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に関して定める計画です。

「市町村障害児福祉計画」は、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができます。

児童福祉法 第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

(3) 他計画との関係

第 6 期朝倉市障がい福祉計画及び第 2 期朝倉市障がい児福祉計画(以下「本計画」という。)は、市の最上位計画である「第 2 次朝倉市総合計画」のほか関連する諸計画との整合性を図っています。

4 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間で計画期間と定めます。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第2期障がい者計画						第3期障がい者計画		
第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		

5 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、障がい者及び障がい児の福祉に関する事業所、障がい当事者団体、民生委員児童委員協議会、保健福祉環境事務所、公共職業安定所等の代表者で構成された朝倉市障害者計画等推進委員会を設置し、審議を重ねました。

6 「障がい」等の表記について

本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記について、可能な限り平仮名で表記しています。

ただし、国の法令等や地方公共団体の条例・規則等に基づく法律用語、施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまでどおり「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第2章 障がい者を取り巻く状況

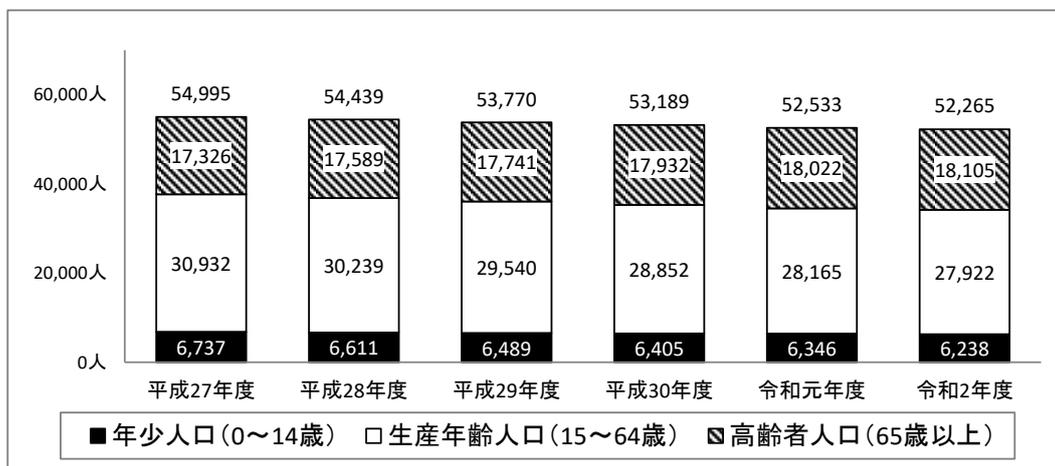
1 人口の状況

朝倉市の総人口は、平成27年度の54,995人から令和2年度の52,265人と減少傾向にあります。年齢3区分別人口で見ると、0～14歳、15～64歳は減少傾向にありますが、65歳以上の高齢者人口は増加傾向で推移しています。

年齢3区分別人口の推移

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年少人口(0～14歳)	6,737	6,611	6,489	6,405	6,346	6,238
生産年齢人口(15～64歳)	30,932	30,239	29,540	28,852	28,165	27,922
高齢者人口(65歳以上)	17,326	17,589	17,741	17,932	18,022	18,105
総人口	54,995	54,439	53,770	53,189	52,533	52,265



平成27年度～令和元年度(3月31日現在)、令和2年度(9月30日現在)

2 各種障がい者手帳の所持状況

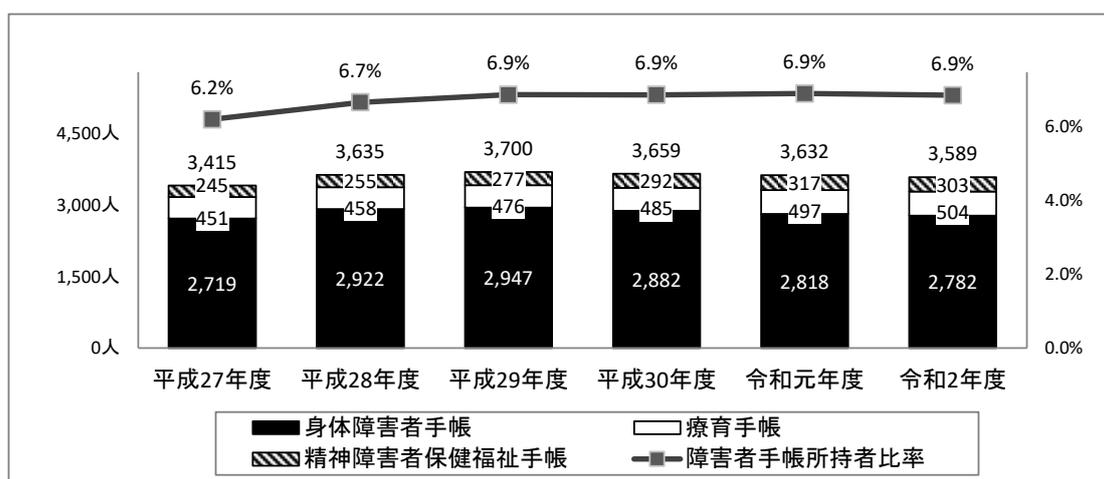
障がい者手帳所持者は、平成 27 年度の 3,415 人から平成 29 年度の 3,700 人まで増加傾向で推移していましたが、その後減少に転じ令和 2 年度には 3,589 人となっています。

また、総人口に対する障がい者手帳所持者の比率は、平成 29 年度以降横ばいで推移しています。

各種障がい者手帳の所持状況の推移

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
身体障害者手帳	2,719	2,922	2,947	2,882	2,818	2,782
療育手帳	451	458	476	485	497	504
精神障害者保健福祉手帳	245	255	277	292	317	303
障がい者手帳所持者数	3,415	3,635	3,700	3,659	3,632	3,589
障がい者手帳所持者比率	6.2%	6.7%	6.9%	6.9%	6.9%	6.9%



(資料：朝倉市福祉事務所)平成 27 年度～令和元年度(3 月 31 日現在)、令和 2 年度(9 月 30 日現在)

3 身体障がい者の状況

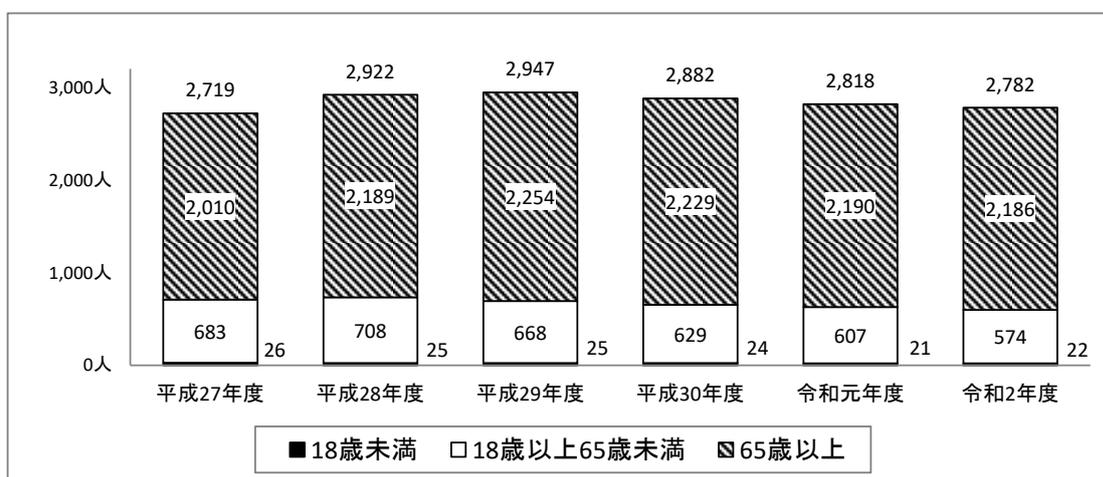
(1) 年代別身体障害者手帳の所持者数の推移

身体障害者手帳所持者は、平成 27 年度の 2,719 人から平成 29 年度の 2,947 人まで増加傾向で推移していましたが、その後減少に転じ令和 2 年度には 2,782 人となっています。

年代別身体障害者手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
18 歳未満	26	25	25	24	21	22
18 歳以上 65 歳未満	683	708	668	629	607	574
65 歳以上	2,010	2,189	2,254	2,229	2,190	2,186
合 計	2,719	2,922	2,947	2,882	2,818	2,782



(資料：朝倉市福祉事務所) 平成 27 年度～令和元年度(3 月 31 日現在)、令和 2 年度(9 月 30 日現在)

(2) 等級別身体障害者手帳の所持者数の推移

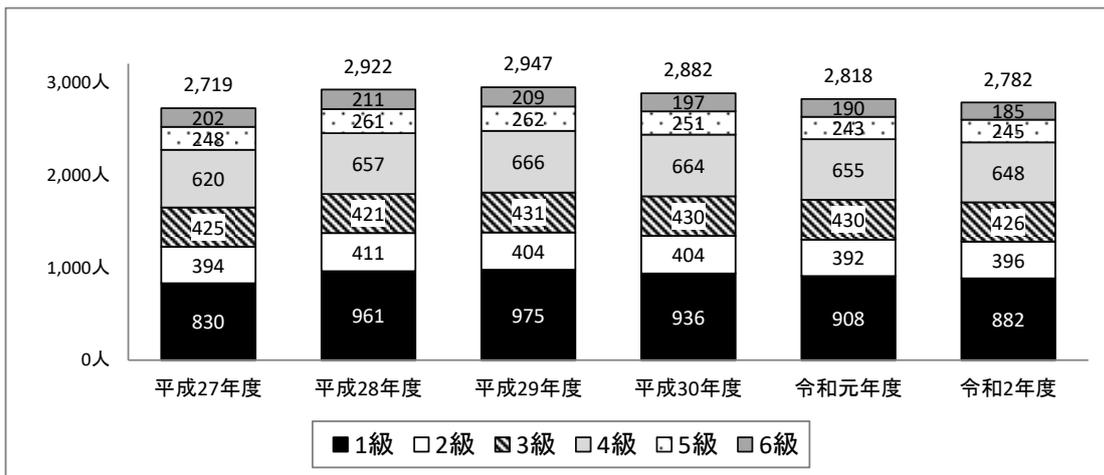
等級別身体障害者手帳所持者数をみると、令和2年度では「1級」が882人で最も多く、次いで「4級」の648人となっています。

(等級は、重い順に1級から6級までとなっています。)

等級別身体障害者手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	830	961	975	936	908	882
2級	394	411	404	404	392	396
3級	425	421	431	430	430	426
4級	620	657	666	664	655	648
5級	248	261	262	251	243	245
6級	202	211	209	197	190	185
合 計	2,719	2,922	2,947	2,882	2,818	2,782



(資料：朝倉市福祉事務所)平成27年度～令和元年度(3月31日現在)、令和2年度(9月30日現在)

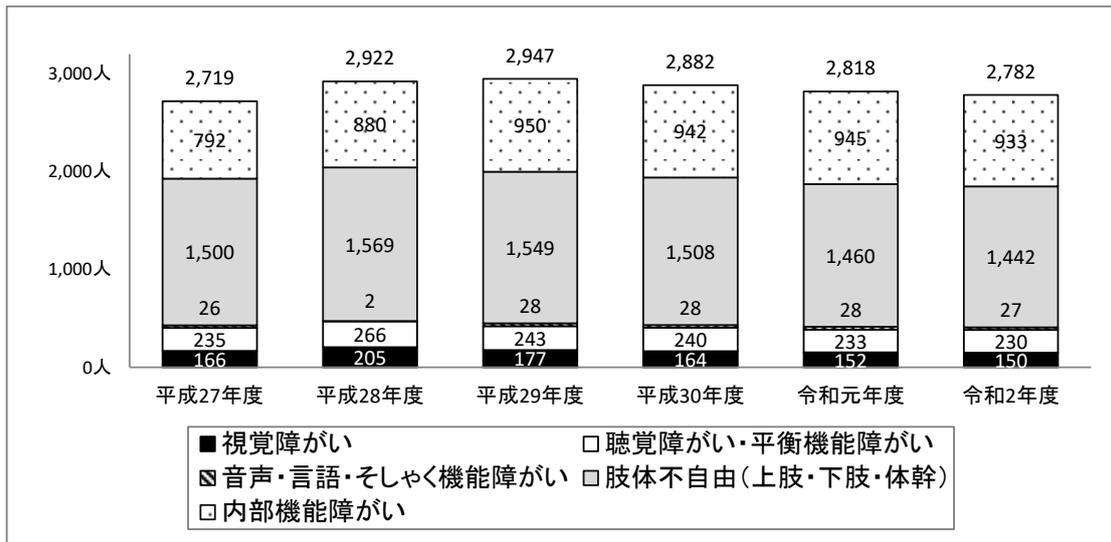
(3)障がい種類別身体障害者手帳の所持者数の推移

障がい種類別身体障害者手帳所持者数をみると、令和 2 年度では「肢体不自由(上肢・下肢・体幹)」が 1,442 人で最も多く、次いで「内部機能障がい」の 933 人となっています。

障がい種類別身体障害者手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
視覚障がい	166	205	177	164	152	150
聴覚障がい・平衡機能障がい	235	266	243	240	233	230
音声・言語・そしゃく機能障がい	26	2	28	28	28	27
肢体不自由(上肢・下肢・体幹)	1,500	1,569	1,549	1,508	1,460	1,442
内部機能障がい	792	880	950	942	945	933
合 計	2,719	2,922	2,947	2,882	2,818	2,782



(資料：朝倉市福祉事務所)平成 27 年度～令和元年度(3 月 31 日現在)、令和 2 年度(9 月 30 日現在)

4 知的障がい者の状況

(1)年代別療育手帳の所持者数の推移

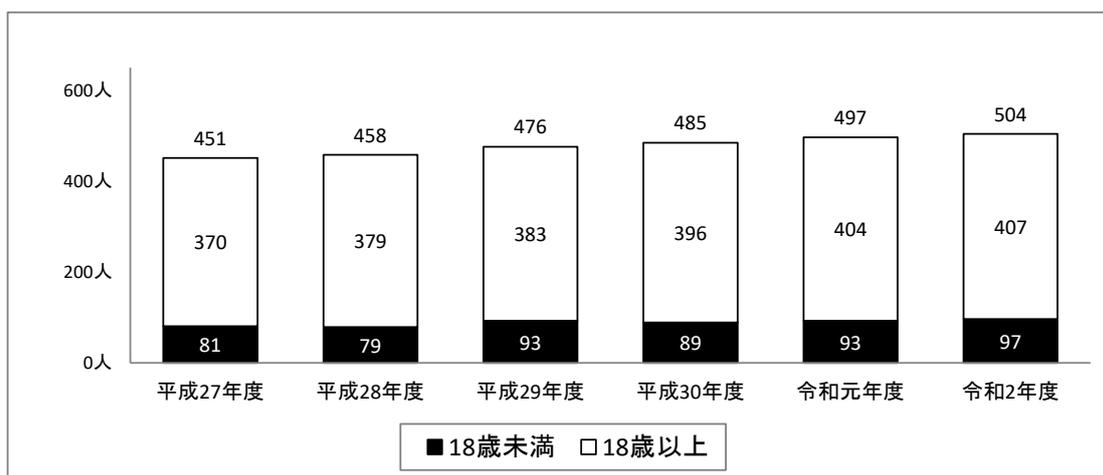
療育手帳所持者は、平成 27 年度の 451 人から令和 2 年度の 504 人まで増加傾向で推移しています。

年代別でも、「18 歳未満」「18 歳以上」ともに増加傾向となっています。

年代別療育手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
18 歳未満	81	79	93	89	93	97
18 歳以上	370	379	383	396	404	407
合 計	451	458	476	485	497	504



(資料：朝倉市福祉事務所)平成 27 年度～令和元年度(3 月 31 日現在)、令和 2 年度(9 月 30 日現在)

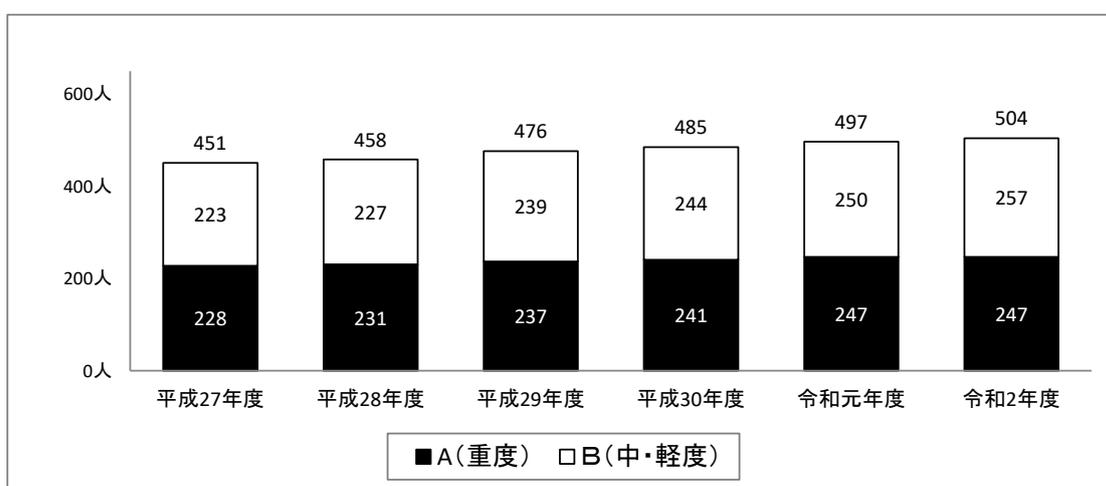
(2) 等級別療育手帳の所持者数の推移

等級別療育手帳所持者数をみると、「A(重度)」「B(中・軽度)」ともに増加傾向で推移しており、令和2年度では「A(重度)」が247人、「B(中・軽度)」が257人となっています。

障がい程度別療育手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
A(重度)	228	231	237	241	247	247
B(中・軽度)	223	227	239	244	250	257
合 計	451	458	476	485	497	504



(資料：朝倉市福祉事務所)平成27年度～令和元年度(3月31日現在)、令和2年度(9月30日現在)

5 精神障がい者の状況

(1) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成 27 年度の 245 人から令和 2 年度の 303 人まで増加傾向で推移しています。

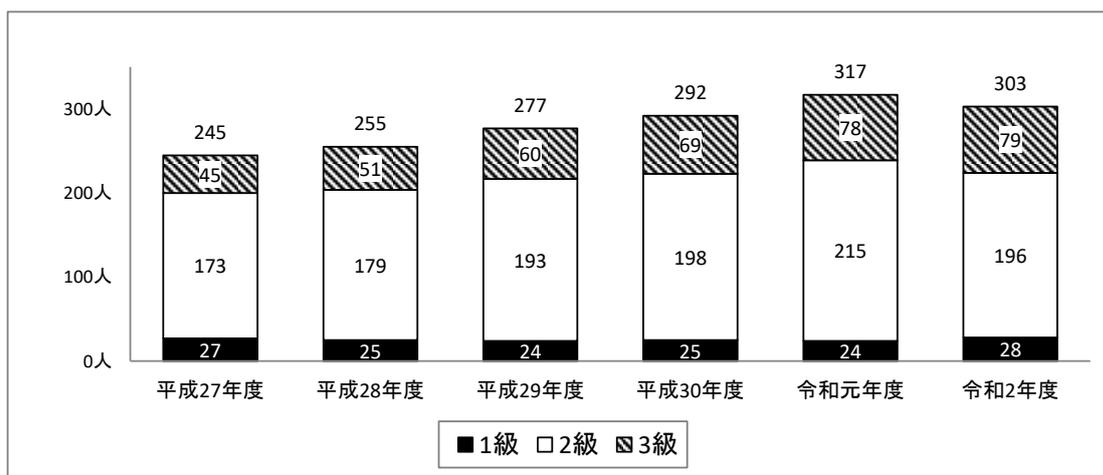
等級別では、「3 級」の所持者数が増加傾向で推移しています。

(等級は、重い順に「1 級」「2 級」「3 級」の順となっています。)

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
1 級	27	25	24	25	24	28
2 級	173	179	193	198	215	196
3 級	45	51	60	69	78	79
合 計	245	255	277	292	317	303



(資料：朝倉市福祉事務所) 平成 27 年度～令和元年度(3 月 31 日現在)、令和 2 年度(9 月 30 日現在)

第3章 障がい福祉計画

1 第6期障がい福祉計画の成果目標

(1)福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点で施設入所支援を利用している障がいのうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末時点での地域生活に移行する者の目標値を設定します。

当該目標値の設定に当たっては、国の指針に基づき、令和元年度末時点の施設入所者数の6パーセント以上が地域生活へ移行するとともに、新たに入所する人数を勘案し、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6パーセント以上削減することを基本とします。

項目	数値	考え方
【実績】施設入所者数	118人	令和元年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活移行者数 ※1	8人	令和5年度末時点の施設入所からグループホーム等への移行見込み人数
	6.7%	
【目標】削減見込人数 ※2	2人	令和5年度末までの削減見込み人数
	1.6%	
【見込み】施設入所者	116人	令和5年度末時点の施設入所者数

※1 地域生活移行者数とは、施設入所者が施設を退所し、グループホームや自宅へ移行した者の数を指します。

※2 削減見込人数は、令和元年度末から5年度末までの地域生活移行者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数を指します。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者を地域で支える環境を整備するため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して成果目標を設定します。

保健・医療・福祉関係者による協議の場について、令和5年度末までに設置を目指します。

項目	目標値
【目標】市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	令和5年度末までに設置

(3)地域生活支援拠点等の整備

障がいがある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域で生活する上で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応することができるよう、地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた拠点等が必要です。

具体的には、①相談の機能、②緊急時の受け入れ・対応の機能、③体験の機会・場の機能、④専門的人材の確保・養成の機能、⑤地域の体制づくりの機能を整備することなどで、障がい者等の地域での生活を支援します。

地域生活支援拠点等については、緊急時の受け入れ・対応機能について整備済みのため、令和5年度末までにその他の必要な機能を確保し、その機能充実のため年1回運用状況を検証します。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて、一般就労への移行者数を、令和元年度の移行実績の1.27倍以上を目標とします。

項目	数値	考え方
【実績】一般就労移行者数	1人	令和元年度実績
【目標】一般就労移行者数	2人	令和5年度目標:令和元年度実績の1.27倍以上

②就労定着支援事業の利用率

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

③就労定着支援の就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

2 障がい福祉サービス等の推進

障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は、次のとおりです。

(1) 訪問系サービス

障がいがある人が地域で生活していくために必要な訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援の各サービス)の提供体制の充実と質の向上を図ります。

① 居宅介護

障がい者で、日常生活を営むのに支障がある人に、日常生活の支援サービスを提供する居宅介護費の給付を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
居宅介護(ホームヘルプ)	時間/月	355	389	417
	人/月	28	29	31

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護(ホームヘルプ)	時間/月	440	455	460
	人/月	34	35	36

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由等がある人に、居宅での介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスである重度訪問介護費の給付を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
重度訪問介護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度訪問介護	時間/月	50	50	50
	人/月	1	1	1

③同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難がある人等に、外出移動での必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出先での必要な支援を行う同行援護費の給付を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
同行援護	時間/月	164	171	148
	人/月	12	12	10

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
同行援護	時間/月	170	170	170
	人/月	14	14	14

④行動援護

知的・精神障がいにより行動上著しく困難があり常時介護を要する人に、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護などを行う行動援護費の給付を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
行動援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動援護	時間/月	4	4	4
	人/月	1	1	1

⑤重度障害者等包括支援

常時介護を要する重度障がいがある人に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的に提供する重度障害者等包括支援費を給付します。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害者等包括支援	時間/月	30	30	30
	人/月	1	1	1

【訪問系サービス見込量の確保のための方策】

○障がいがある人の地域生活を支える上で重要となる訪問系サービスについては、積極的な情報提供により、必要なサービス量の確保に努めます。特に居宅介護については今後も増加が見込まれることから、ニーズに応じたサービス必要量の確保に努めます。

(2)日中活動系サービス

地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び療養介護)及び短期入所事業を充実させます。

また、就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障がいがある人の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

①生活介護

常時介護を要する障がいがある人に、主として日中に障がい者支援施設などで行われる日常生活の支援や、創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行う生活介護費の給付を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
生活介護	人日/月	3,306	3,334	3,375
	人/月	158	159	161

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	3,390	3,410	3,375
	人/月	162	163	164

②自立訓練(機能訓練)

身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者に、自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練などを行う自立訓練(機能訓練)費を給付します。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
自立訓練(機能訓練)	人日/月	0	6	7
	人/月	0	1	1

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(機能訓練)	人日/月	10	10	10
	人/月	1	1	1

③自立訓練(生活訓練)

生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者に、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行う自立訓練(生活訓練)費を有期で給付します。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
自立訓練(生活訓練)	人日/月	36	14	32
	人/月	2	1	2

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(生活訓練)	人日/月	31	31	31
	人/月	2	2	2

④宿泊型自立訓練

生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者で、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している者に、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談及び助言など必要な支援を行う宿泊型自立訓練費を有期で給付します。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
宿泊型自立訓練	人日/月	14	40	0
	人/月	0	0	0

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
宿泊型自立訓練	人日/月	50	50	50
	人/月	2	2	2

⑤就労移行支援

一般就労を希望する障がい者に、職場実習など、就労に必要な知識・能力の向上のための有期の訓練などを行う就労移行支援費の給付を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
就労移行支援	人日/月	194	240	230
	人/月	11	14	15

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人日/月	260	280	300
	人/月	15	16	17

⑥就労継続支援(A型)

通常の事業所での就労が困難な障がいがある人に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを行う就労継続支援費の給付を行います。(雇用型)

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
就労継続支援(A型)	人日/月	805	836	899
	人/月	42	44	46

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援(A型)	人日/月	1,000	1,040	1,080
	人/月	50	52	54

⑦就労継続支援(B型)

通常の事業所での就労が困難な障がいがある人に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを行う就労継続支援費の給付を行います。(非雇用型)

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
就労継続支援(B型)	人日/月	2,196	2,310	2,432
	人/月	124	131	135

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援(B型)	人日/月	2,500	2,600	2,700
	人/月	140	145	150

⑧就労定着支援

就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援する就労定着支援費の給付を有期で行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
就労定着支援	人/月	0	1	5

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人/月	5	5	5

⑨療養介護

主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などを行う療養介護費の給付を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
療養介護	人/月	17	18	17

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人/月	18	18	18

⑩短期入所

介護者の病気や家族の休養などのため、障がい者支援施設などへの短期間の入所を必要とする障がいがある人に、日常生活の支援などを行う短期入所(ショートステイ)費の給付を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
福祉型短期入所	人日/月	61	29	26
	人/月	7	6	3
医療型短期入所	人日/月	17	17	3
	人/月	5	5	1

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型短期入所	人日/月	30	30	30
	人/月	6	6	6
医療型短期入所	人日/月	15	15	15
	人/月	3	3	3

【日中活動系サービス見込量の確保のための方策】

- 日中活動系サービスについては、関係機関との連携によりニーズの掘り起こしに努めるとともに、そのニーズに対応できるように努めます。生活介護や就労継続支援(B型)など、障がいがある人の日中活動の場として多くの利用が見込まれるサービスについては、本計画の期間中に事業者との連携を密にしながら、利用者への情報提供等に努めます。
- 就労定着支援については、一般就労に移行した人が職場に長く定着できるよう、サービス提供事業者と連携して、サービスの啓発や利用促進に努めます。
- 短期入所については、ショートステイの受入体制の充実に向けて、関係事業所へ働きかけます。

(3) 居住系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がいがある人に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域での居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。

① 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がいがある人に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応を行い、障がいがある人の理解力、生活力等を補うため、適時に適切な支援を行う自立生活援助の費用を給付します。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
自立生活援助	人/月	0	0	0

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	1	1	1

② 共同生活援助(グループホーム)

グループホーム入居者を対象に、主として夜間に共同生活を営む住居での相談やその他の日常生活上の支援を行う共同生活援助(グループホーム)の費用を給付します。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
共同生活援助	人/月	39	44	53

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人/月	60	65	70

③施設入所支援

施設入所者を対象に、主として夜間に日常生活の支援を行う施設入所支援の費用を給付します。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
施設入所支援	人/月	121	118	117

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	人/月	117	117	116

【居住系サービス見込量の確保のための方策】

- 自立生活援助については、障がいがある人に、居宅で自立した生活を営む上での問題に、必要な助言等の援助を行います。
- 共同生活援助については、障がいがある人が地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として、介護者の高齢化などを背景にニーズが高まっており、サービス提供事業者との連携や情報提供などを通じて新規参入の促進に努めます。
- 施設入所支援については、利用対象にあたる人にはサービスの情報を積極的に伝えるなど、必要な人が円滑に利用できるように努めます。

(4)相談支援

障がいがある人が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むための障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

①地域相談支援(地域移行支援)

障がい者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援の費用を給付します。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
地域相談支援(地域移行支援)	人/月	0	0	2

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域相談支援(地域移行支援)	人/月	4	4	4

②地域相談支援(地域定着支援)

居宅で単身等で生活する障がいがある人に、当該障がいがある人との常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、緊急訪問その他必要な支援の費用を給付します。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
地域相談支援(地域定着支援)	人/月	0	8	3

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域相談支援(地域定着支援)	人/月	1	1	1

③計画相談支援

障がいがある人の福祉に関するさまざまな問題について、障がいがある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う費用を給付します。また、障害福祉サービス利用開始後は、モニタリングを行う等の支援を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
計画相談支援	人/月	428	453	473

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	480	485	490

【相談支援見込量の確保のための方策】

○計画相談支援については、利用者の増加が見込まれるため、既存の相談支援事業所を含め、適切に対応できる体制の整備と広報・周知に努めます。

3 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施するものです。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障がいがある人などの理解を深めるための研修及び啓発を通じて地域社会への働きかけを行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

【理解促進研修・啓発事業見込量の確保のための方策】

- 障がいがある人に対する市民の理解や認識を深めるため、また、社会問題となっている障がいがある人への差別や虐待を防ぐためにも、広報紙等を通じた啓発活動をより積極的に推進します。
- 障がいがある人やボランティア、地域組織等の幅広い参加・協力を得ながら、市民の障がい者理解促進につながる、わかりやすい啓発広報活動の推進に努めます。
- 地域の民生委員・児童委員に向けては、多種多様で対応が一人ひとり異なる障がいがある人に適切な配慮や支援ができるよう、啓発事業を実施していきます。
- 福祉と教育の連携により、家庭や学校、地域での福祉教育を充実し、全ての市民に向けてノーマライゼーション理念の定着を図ります。

②自発的活動支援事業

共生社会の実現に向け、家族、地域住民等の地域での自発的な取組を支援することで「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現が図れるよう検討・実施します。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

【自発的活動支援事業見込量の確保のための方策】

○障がいがある人やその家族が互いの悩みを共有したり、情報交換したりすることができる場づくりを支援するため、障がい者団体への補助を行います。

③相談支援事業

1)相談支援事業

障がいがある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、障がいがある人からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な一般的な相談を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
相談支援事業	実施の有無	有	有	有

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	実施の有無	有	有	有

2) 基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を本市の相談員として配置し、相談支援機能の一層の強化を図ります。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有

3) 住宅入居等支援事業

賃貸住宅への入居に当たって、必要な入居支援や居住支援について関係機関によるサポート体制の調整等を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

【相談支援事業見込量の確保のための方策】

○相談支援事業については、引き続き事業内容の周知徹底を図るとともに、サービス提供事業者と連携して必要な相談支援を実施します。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申立てに要する費用や後見人の報酬の一部を助成する成年後見制度利用支援事業を実施します。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
成年後見制度利用支援事業	人/年	0	0	0

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1

【成年後見制度利用支援事業見込量の確保のための方策】

○障がいがある人や介護する親の高齢化に伴い、成年後見制度の必要性が高まっていることから、障がいがある人やその家族、サービス提供事業者等に対し、本事業の啓発に努めます。

⑤意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳で障がいがある人とその他の人との意思疎通を仲介する奉仕員等の派遣等を行い意思疎通の円滑化を図ります。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
手話奉仕員・手話通訳者派遣事業	回/年	31	38	21
手話通訳者設置事業	回/年	90	154	133

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員・手話通訳者派遣事業	回/年	35	35	35
手話通訳者設置事業	回/年	125	125	125

【意思疎通支援事業見込量の確保のための方策】

○手話通訳者等を必要に応じて派遣し、コミュニケーション手段の確保及び情報保障を図ります。

⑥手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいがある人とのコミュニケーション支援のため、手話奉仕員を養成するための研修を実施し、障がいがある人の社会参加と交流を促進します。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
手話奉仕員養成研修事業	人/年	11	22	0

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	15	15	15

⑦日常生活用具給付等事業

在宅の重度障がい者の日常生活を容易にするために、障がいに応じた日常生活用具を給付します。

1)介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど障がいがある人の身体介護を支援する用具や、障がいがある児童が訓練に用いる椅子などの給付を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
介護・訓練支援用具	件/年	5	2	0

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	2	2	2

2)自立生活支援用具

障がいがある人の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具の給付を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
自立生活支援用具	件/年	10	9	2

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活支援用具	件/年	10	10	10

3)在宅療養支援用具

電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計など、障がいがある人の在宅療養等を支援する用具の給付を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
在宅療養支援用具	件/年	6	7	2

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅療養支援用具	件/年	4	4	4

4)情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭や視覚障がい者用地上デジタル放送対応ラジオなど、障がい者(児)の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具の給付を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
情報・意志疎通支援用具	件/年	10	4	12

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
情報・意志疎通支援用具	件/年	10	10	10

5)排泄管理支援用具

ストマ用装具など、障がいがある人の排せつ管理を支援する衛生用品の給付を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
排泄管理支援用具	件/年	1,121	1,154	1,698

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
排泄管理支援用具	件/年	1,700	1,700	1,700

6)居宅生活動作補助用具(住宅改修費)

障がいがある人の居宅生活活動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものの給付を行います。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
居宅生活動作補助用具	件/年	2	2	2

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅生活動作補助用具	件/年	2	2	2

【日常生活用具給付等事業見込量の確保のための方策】

○利用希望者や希望内容の把握に努めるとともに、障がいがある人が生活の質の向上を図ることができるよう、障がい特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行います。

⑧移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいがある人に、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
移動支援事業	時間/年	1,932	1,846	2,691
	人/年	41	41	170

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	時間/年	2,691	2,691	2,961
	人/年	170	170	170

【移動支援事業見込量の確保のための方策】

○障がいがある人の自立のためには外出の機会や、外出のしやすさを確保することは重要であり、十分な見込量の確保に努めます。

⑨地域活動支援センター機能強化事業

障がいがある人に対して、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいがある人の地域生活支援を促進します。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
地域活動支援センター	実施箇所数	0	0	0
	人/年	0	0	0

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	実施箇所数	0	0	1
	人/年	0	0	3,000

(2)任意事業

①日中一時支援事業

障がいがある人の日中の活動の場を確保し、障がいがある人を日常的に介護している家族の一時的な休息及び就労支援を図る事業を事業所の協力で実施します。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
日中一時支援事業	実施箇所数	9	14	15
	人/年	36	72	122

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実施箇所数	15	15	15
	人/年	120	120	120

②社会参加促進事業(自動車運転免許取得・改造費助成事業)

障がいがある人の社会参加及び就労を支援するため、自動車運転免許の取得や自動車改造に要する費用の一部を助成する事業を実施します。

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	1	1	0
自動車改造費助成事業	人/年	2	1	0

【第6期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	1	1	1
自動車改造費助成事業	人/年	2	2	2

第4章 障がい児福祉計画

1 第2期障がい児福祉計画の成果目標

(1)障がい児支援の提供体制の整備等

①障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを市内又は圏域に1か所以上設置することを目指します。

保育所等訪問支援を利用できる体制については、体制整備済みです。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市内又は圏域に1か所以上確保することを目指します。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、市内又は圏域で、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを検討します。

項目	令和2年度の状況	目標値
児童発達支援センターの設置	無	1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有	有
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	無	1か所
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	無	有

2 障がい児通所サービス等の推進

障がいがある児童とその保護者に対しては、効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。障がいがある児童に対する居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の専門的な支援を確保します。

①児童発達支援

障がいがある児童に、日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行う児童発達支援費を給付します。

【第1期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
児童発達支援	人日/月	189	179	184
	人/月	35	33	34

【第2期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	190	200	210
	人/月	35	37	39

②放課後等デイサービス

在学中の障がいがある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施するための放課後等デイサービス費を給付します。

【第1期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
放課後等デイサービス	人日/月	545	619	690
	人/月	43	52	69

【第2期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	人日/月	700	800	900
	人/月	70	80	90

③保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中(又は利用予定)の障がいがある児童が、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合に、当該児童及び保育所等のスタッフに対して集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行う保育所等訪問支援費を給付します。

【第1期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
保育所等訪問支援	人日/月	1	2	2
	人/月	1	1	2

【第2期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	人日/月	2	2	2
	人/月	2	2	2

④居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がいなど、重度の障がいがあり通所での支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する居宅訪問型児童発達支援費を給付します。

【第1期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第2期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	5	5	5
	人/月	1	1	1

⑤医療型児童発達支援

医学的管理下での支援が必要な障がいがある児童に、通常の児童発達支援に加え、治療を行う医療型児童発達支援費を給付します。

【第1期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【第2期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	人日/月	5	5	5
	人/月	1	1	1

⑥障がい児相談支援

障がいがある児童の福祉に関するさまざまな問題について、障がい児やその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい児通所サービスの利用支援等を行うほか、必要な援助を行う費用を給付します。障がい児通所サービスの利用に際し、障がい児支援利用計画を作成します。通所支援開始後は、モニタリングを行う等の支援を行います。

【第1期計画の実績】

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
障がい児相談支援	人/月	93	100	106

【第2期計画の必要量見込み】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	人/月	110	120	130

【障がい児サービス等見込量の確保のための方策】

- サービス内容や事業所の周知を進め、身近な地域での支援や障がい特性に応じた専門的な支援が行き届くよう努めます。特に利用者が増加傾向にある放課後等デイサービスについては、適切な利用に向け、各機関と連携するように努めます。また、発達障がい等に関する正しい知識が市民全般に広がるよう、啓発に努めます。
- 医療的ケア児に対する関連分野の連携の一層の推進については、保健、医療、障がい福祉、保育、教育など関連する分野の支援を調整するコーディネーターの配置を検討し、増加するニーズに対応できるよう努めます。

第5章 計画の推進に向けて

1 庁内の総合的な計画推進体制

障がい福祉施策の総合的な推進のために、計画は全庁的な取組としてとらえ、各部署での障がい福祉施策を推進するとともに、福祉・保健・教育・雇用・防災など、関係部署の横断的な連携による計画推進を強化します。

2 地域での連携・協力体制の活用

障がいがある人の地域生活への支援や就労支援及び障がいへの理解の醸成のために、障がい者団体やサービス事業者、ボランティア団体、地域の関係者・関係機関等と連携・協力し、障がいがある人を地域で支え合うまちづくりを進めていきます。

3 計画の進行管理

本計画の進行管理については、朝倉市障害者計画等推進委員会との意見交換などにより、計画の進行状況の把握や見直しをPDCAのサイクルの考え方にに基づき検証し、効果的かつ適切な施策・事業の実施に努めます。

【PDCAサイクルのプロセス】

